



長野県報

2月18日(水)
平成27年
(2015年)
号外

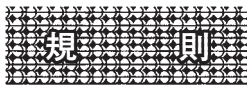
目次

規則

知事の職務代理者を定める規則の一部を改正する規則（行政改革課）..... 1

訓令

副知事の担当事務に関する規程（行政改革課）..... 1



知事の職務代理者を定める規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成27年2月18日

長野県知事 阿部守一

長野県規則第2号

知事の職務代理者を定める規則の一部を改正する規則

第1条 知事の職務代理者を定める規則（昭和39年長野県規則第64号）の一部を次のように改正する。

第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項中「(昭和22年法律第67号)」を削り、同項を第2項とし、同項の前に次の1項を加える。

1 地方自治法（昭和22年法律第67号）第152条第1項の規定による知事の職務を代理する副知事の順序は、次のとおりとする。

第1順位 副知事 太田寛

第2順位 副知事 高田さゆり

第2条 知事の職務代理者を定める規則の一部を次のように改正する。

第1項を削り、第2項中「地方自治法」の次に「(昭和22年法律第67号)」を加え、同項を第1項とし、第3項から第5項までを1項ずつ繰り上げる。

第3条 知事の職務代理者を定める規則の一部を次のように改正する。

第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項中「(昭和22年法律第67号)」を削り、同項を第2項とし、同項の前に次の1項を加える。

1 地方自治法（昭和22年法律第67号）第152条第1項の規定による知事の職務を代理する副知事の順序は、次のとおりとする。

第1順位 副知事 太田寛

第2順位 副知事 早川恵理

附則

この規則は、平成27年2月19日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第2条の規定 平成27年3月11日
- (2) 第3条の規定 平成27年4月1日

行政改革課



長野県訓令第1号

本庁内部部局
現地機関

副知事の担当事務に関する規程を次のように定めます。

平成27年2月18日

長野県知事 阿部守一

副知事の担当事務に関する規程

(担当事務)

第1条 副知事の担当事務は、次のとおりとする。

- (1) 副知事太田寛の担当事務
 - ア 危機管理部に関すること。
 - イ 企画振興部に関すること。
 - ウ 総務部に関すること。
 - エ 県民文化部に関すること（高等教育の振興に関することに限る。）。
 - オ 産業労働部に関すること。
 - カ 農政部に関すること。
 - キ 林務部に関すること。
 - ク 建設部に関すること。
 - ケ 会計局に関すること。
 - コ 企業局との連絡調整に関すること。
 - サ 行政委員会（教育委員会を除く。）との連絡調整に関すること。
 - シ その他知事が指定する事務に関すること。
- (2) 副知事高田さゆりの担当事務
 - ア 県民文化部に関すること（高等教育の振興に関することを

除く。)

- イ 健康福祉部に関する事。
- ウ 環境部に関する事。
- エ 観光部に関する事。
- オ 教育委員会との連絡調整に関する事。
- カ その他知事が指定する事務に関する事。

(担任の特例)

第2条 副知事のいずれかに事故があるとき、又は副知事のいずれかが欠けたときは、その担任する事務は、他の副知事が担任する。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成27年2月19日から施行する。

(この訓令の失効)

- 2 この訓令は、平成27年3月10日限り、その効力を失う。

行政改革課